

プレスリリース

100Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策について

平成24年3月29日
水田畑作課

100Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策については、農林水産省が、平成23年12月27日に、500Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米及び、本調査又は緊急調査で100Bq/kgを超える数値が検出された生産者が生産した米などを対象として、市場流通から隔離し、生産者へ出荷代金相当額を支払うことを公表しておりました。

県は、農林水産省に対し、500Bq/kgを超えた米が検出された地域と同様、100Bq/kgを超えた米が検出された地域の生産者が生産した米全てを本対策の対象とするよう要請しておりましたが、本日、農林水産省が、23年産米の特別隔離対策について、本調査、緊急調査等で100Bq/kg超から500Bq/kg以下が検出され、福島県から出荷見合せが要請されている地域の生産者が生産した米を本対策の対象とすると公表しましたのでお知らせします。

(お問い合わせ先)

農林水産部水田畑作課 主幹兼副課長 天野亘
電話024-521-7359(内線3201)

100 Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策について

平成24年3月29日
農林水産省

1 対策の趣旨

食品中の放射性物質の新基準値の水準（100 Bq/kg）を考慮し、暫定規制値（500 Bq/kg）を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された23年産米だけでなく、100 Bq/kgを超える23年産米についても、市場流通から隔離することとする。これを円滑に実施するため、民間団体が出荷代金相当額を生産者等に対して支払う仕組みを整備。

これらの措置により、消費者の不安解消と生産者の経営安定を図る。

2 対策の内容

(1) 隔離対象

本対策の対象とする米は、以下のとおりとする。

- ① 500 Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米
- ② 本調査、緊急調査等で100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下が検出され、福島県から出荷見合わせが要請されている地域の生産者が生産した米

(参考) 隔離対象数量

現時点では最大37,000トン程度の見込み。

(2) 実施主体

一般社団法人米穀特別隔離対策推進協会

(3) 隔離・処分方法

- 上記(1)の隔離対象となる米については、市場流通しないよう産地の倉庫等に隔離。その廃棄・処分に当たっては、国、関係地方自治体及び関係団体が一体的に対応。
- また、上記(1)の隔離対象となる米の生産者等に対しては、(2)の協会が出荷代金相当額を支払う。
- なお、東京電力から損害賠償金が支払われた段階で、この出荷代金相当額は相殺される。